

川口市選管告示第48号

令和8年3月8日執行の埼玉県議会議員補欠選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第3項において読み替えて準用される法第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所を開く時刻を繰下げる及び閉じる時刻を繰上げるについて、次のとおりとする。

令和8年2月27日

川口市選挙管理委員会  
委員長 板橋 智之

期日前投票所		繰下げる及び繰上げる時間	期日前投票所を開く及び閉じる時刻
芝支所内	川口市大字芝6247番地	繰下げ 1時間30分 繰上げ 3時間	午前10時から 午後5時まで
新郷支所内	川口市大字東本郷944番地の1		
神根支所内	川口市大字神戸6番地の1		
安行公民館内	川口市大字安行原2174番地		
戸塚公民館内	川口市戸塚東3丁目7番1号		
川口駅前行政センター内	川口市川口1丁目1番1号	繰下げ 1時間30分 繰上げ なし	午前10時00分 から 午後8時00分 まで
東川口駅前行政センター内	川口市戸塚2丁目1番1号		
鳩ヶ谷庁舎内	川口市三ツ和1丁目14番3号		